

令和元年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 16

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 18

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和 2 年 7 月 2 7 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4 年 3 月 1 6 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4 年 5 月 2 5 日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5 年 3 月 2 2 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5 年 5 月 1 7 日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5 年 8 月 2 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5 年 1 2 月 2 5 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画 ※¹ や介護保険事業支援計画 ※² に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（R2）

- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 109 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 18 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 43 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 59 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 46 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 186 箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,574 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,085 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 9 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,068 人 (R4)

➤ 就業看護職員数（常勤換算後）	9,830.9人（H28）→ 10,350.1人（R4）
➤ 養成所等卒業生県内就業率	75.6%（H29）→ 73.0%（R6.3）
➤ ナースセンター事業再就業者数	430人（H28）→ 298人（R5）
➤ MFICU 病床数	6床（H29）→ 6床（R5）
➤ NICU 病床数	30床（H29）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 25箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所

- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,771 床 (R5)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 690 床 (R5)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,296 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 60 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 3 病院 (H28) → 8 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 31 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 22 箇所 (H27) → 35 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 25 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 125 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 763 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 695 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。

- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあ

たつては一定の留意が必要
※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあ
たつては一定の留意が必要
※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床（H26）→ 314 床（R5）
 - ・回復期機能 26 床（H26）→ 0 床（R5）
 - ・慢性期機能 124 床（H26）→ 105 床（R5）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所（H27）→ 3 箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所（H27）→ 0 箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 2 病院（H28）→ 2 病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所（H27）→ 0 箇所以上（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 6 箇所（H27）→ 6 箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所（H28）→ 3 箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所（H27）→ 6 箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 114 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業										
事業名	【No.1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】	170,884 千円								
事業の対象となる区域	中北、峡東区域										
事業の実施主体	社会福祉法人等										
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了										
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。										
	アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人										
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。										
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>2カ所</td></tr></table>			整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
	整備予定施設等										
	認知症グループホーム	1カ所									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所										
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所										
②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。											
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>2カ所</td></tr></table>			整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	
整備予定施設等											
認知症グループホーム	1カ所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所										
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所										
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成30年度～平成32年度） ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所										
アウトプット指標（達成値）	・地域密着型特別養護老人ホーム： 1,516 床→1,574 床 ・認知症グループホーム：1,067 床→1094 床 ・小規模多機能型居宅介護事業所： 28 カ所→28 カ所										

	・看護小規模多機能型居宅介護事業所： 3 カ所→4 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：8 カ所→9 カ所 【令和 4 年整備】 ・認知症高齢者グループホーム 1 カ所 【令和 5 年整備】 ・認知症高齢者グループホーム 1 カ所
事業の有効性・効率性	令和 2 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	（１）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:2 カ所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所:1 カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所:1 カ所、認知症高齢者グループホーム:1カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （介護アンバサダー設置等）	【総事業費】 1,823 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（6回） ・県主催イベント等への参加（3回）	
アウトプット指標（達成値）	【R元年度】 ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4回） ・学校訪問（1回） ・県主催イベント等への参加（2回） 【R2年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、40人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、31人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、30人） ・学校訪問（1回、33人） ・介護労働講習（1回、14人） 【R3年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、35人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、29人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回、12人）	

	・学校訪問（２回、７８人（上野原中）、１４人（鰍沢小）） ・介護労働講習（１回、２０人）
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。 （１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （合同入職式等開催）	【総事業費】 1,879 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2 年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入職員合同入職式の開催（1 回） ・研修会の実施（2 回） ・入職 2 年目職員研修会の実施（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 64 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 53 人、48 人） ・入職 2 年目職員研修会の実施（1 回、44 人） 【R2 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1 回、40 人） ・2 年目介護職員研修会の実施（1 回、31 人） ・3 年目介護職員研修会の実施（1 回、30 人） ・学校訪問（1 回、33 人） ・介護労働講習（1 回、14 人） 【R3 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1 回、35 人） ・2 年目介護職員研修会の実施（1 回、28 人） ・3 年目介護職員研修会の実施（1 回、29 人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1 回、12 人）	

	・学校訪問（２回、７８人（上野原中）、１４人（鰍沢小）） ・介護労働講習（１回、２０人）
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。 （１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4（介護分）】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和元年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	I C T の活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	I C T の導入事業所数 10 事業所	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度：0 事業所 令和 2 年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：I C T を活用することで介護事業所の業務効率化が図られる。	
	（1）事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		